

動燃の海外ウラン探鉱に係る技術、人材及び権益の取扱いについて

平成10年8月18日

科学技術庁

1. 海外ウラン探鉱については、平成10年2月6日の原子力委員会決定「動力炉・核燃料開発事業団の改革の方針について」において、天然ウラン市場状況及び今後の見通し等を踏まえ、民間活動に委ねることとされ、動燃の海外ウラン探鉱に係る技術、人材及び権益（以下「探鉱技術等」という。）の取扱いについては、国、動燃及び民間の関係者間で検討を行い、その結果を原子力委員会に報告することとされた。
2. これを受けて、動燃の探鉱技術等の取扱いについて、関係機関（通商産業省、電気事業連合会、日本鉱業協会、ウラン資源確保対策委員会）から意見を聴取した結果は、以下のとおりである。
 - (1) ウラン資源確保対策委員会を構成する31社（電気事業者、鉱業事業者、商社、銀行、石油企業及び金属鉱業事業団）に対し、動燃の探鉱技術等の継承の意思を調査した結果、
 - ①継承の意思がないとした事業者が全体の約3分の2
 - ②早期に継承する意思はないが、将来的には経済条件等の見極めがついた段階で検討したいとした事業者が全体の約3分の1であった。
 - (2) 上記(1)に関連して、電気事業者及び鉱業事業者から各々次の意見があった。
 - ・電気事業者としては、現在の調達先であるウラン生産事業者から安定な調達が可能であると考えており、事業化の目処の立っていない探鉱を推し進める必要性は乏しい。現状では動燃の探鉱技術等を引き受けることは困難。
 - ・鉱業事業者としては、直ちにこれを引き受ける状況にはない。動燃の探鉱技術等の取扱いは、長期的なセキュリティの観点から国の機関で維持することを配慮すべき。

3. 以上を踏まえ、動燃の探鉱技術等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) これまでの動燃のウラン探鉱活動について、成果の取りまとめを行う。
- (2) 要員については、探鉱技術の応用を図る観点から、順次、地層処分技術開発部門等の関係部門への配置換えを行う。
- (3) 権益については、探査経費を提出せずに維持できる範囲内において維持することを原則とする。ただし、国内企業による継承の意思の最終確認のための期間を考慮した、保全のための必要最低限の探査経費については、提出する。

この基本的考え方の下、具体的には以下のとおりとする。

- ①探査経費を提出せずに維持する権益については、ダイリユート*等により、動燃の権益比率が減少していくが、天然ウラン市場の動向等を踏まえつつ、売却する。ただし、ダイリユート等に適切に移行するために必要最低限の権益保全経費については、提出を継続する。
- ②①以外の権益（ダイリユート等ができないもの）については、保全のための必要最低限の探査経費を必要とするものに限り、関連経費を提出し、これらを含む全体の権益については、速やかに国内企業に対する買取り意思の最終確認を行い、国内企業において買取り意思が確認されたものについては、当該企業に対する売却手続きを進め、それ以外の権益については、海外企業への売却提案等の手続きを進める。

*ダイリユート：共同調査の探査分担金を提出せず、出資比率に応じて権益比率を減少させること。